【令和７年４月作成】

木造住宅段階的耐震改修費補助金のご案内

岡崎市では、地震に対して倒壊の恐れがあると診断された木造住宅を２段階に分けて耐震改修工事を行う場合、費用の一部を予算の範囲内で補助します。

対象の条件

●補助の対象

① 本市が実施する 無料耐震診断 で判定値が０．４以下と診断された住宅

② （財）愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断（昭和５６年５月３１日以前着工の住宅に限る。）で判定値が０．４以下と診断された住宅

●補助の条件

【１段目補助】判定値が０．７以上 １．０未満となるような改修工事をすること。

【２段目補助】１段目補助を受けた住宅で、判定値が１．０以上となるような改修工事をすること。

※住宅の敷地が道路に接していない場合は、本補助金を受けられない場合があります。

補助金の額

●１段目補助 **上限６０万円**（耐震改修工事費＋改修設計

〇耐震改修工事費補助　上限５０万円（費用の２／３以内）

＊壁、基礎を補強する工事

＊それに伴う撤去・復旧工事

＊屋根を軽くする葺き替えなど

〇改修設計費補助　上限１０万円（費用の２／３以内）

＊建築士事務所登録のある建築士の行う改修設計費

※改修設計は当該工事の計画に併せて判定値１．０以上とする計画も必要です。

合わせて６０万円

●２段目補助 **１段目と合わせ上限１００万円**

〇耐震改修工事費補助（耐震改修工事費の８０％×９０/１００以内かつ１００万円―１段目補助の額）

筋交い・構造用合板等で壁を補強する工事、基礎を補強する工事

耐震補強工事を行うために既設の壁を撤去・復旧する工事

屋根を軽くする葺き替え、劣化した柱や梁を取り替える工事 等

受付期間

令和７年４月１日（火）～令和７年１２月２６日（金）まで

※改修工事の完了後の完了報告書提出を令和８年２月６日（金）までに行う必要があります。

留意事項

◎ 工事請負契約前（工事着手前）に補助金申請をし、補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

◎ 事前に工事に着手している場合は補助金を交付することができません。

◎ 補助金の代理受領（補助金を工事業者に代わりに受領してもらうことで補助金相当額の工事費の支払いを軽減すること）ができます。

◎ 令和７年４月以降の工事は建築確認手続きの対象となる可能性がありますので、補助金申請の際には手続きの必要性の確認をお願いします。

【令和７年４月作成】

木造住宅段階的耐震改修費補助金申請の流れ

無料診断

無料耐震診断の結果 判定値０．４以下

➡補助金を利用して、耐震改修工事をしましょう！

↓

市へ事前相談

どの業者に依頼したらよいか分からないという方は…

「木造住宅耐震改修工事実施業者の一覧（岡崎市版）」を参考としてお渡しします。

↓

建築士へ相談

【１段目補助】判定値が０．７以上１．０未満
【２段目補助】１段目補助を受けた住宅で、判定値が１．０以上になるように設計をしてもらいます。

●見積り

●申請書類の作成

●建築士が市へ事前相談

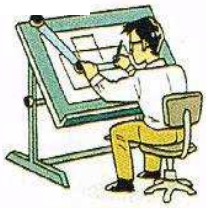

↓

補助金申請

補助金申請書提出（申請手続きは建築士が行います。）

【受付期間】令和７年１２月２６日（金）まで

《《《《 申請書の書類審査 …申請してから約2週間かかります。

↓

補助金交付決定

↓

設計委託契約

工事請負契約

工事着工

- **補助金交付決定日**
- **工事着手予定日**

いずれか遅い日から２０日以内に着手

着手してから１０日以内に 着手届 を提出

《《《《 中間検査 …市職員が現場検査を実施します。

↓

工事完了

●完了報告書・耐震改修証明申請書提出

【令和８年２月６日（金）までに提出】

↓

補助金交付

補助金交付

耐震改修証明書発行（２段目完了時のみ　税制優遇措置）

～このご案内に関するお問い合わせは～ 岡崎市 住環境政策課 住宅施策係（西庁舎１階）
ＴＥＬ：０５６４－２３－６７０９　　ＦＡＸ：０５６４－２３－７５２８